

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（収益認識に関する注記）</p> <p>第十五条の二十六 財務諸表等規則第八条の三十二第一項の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。</p> <p>（無形固定資産の区分表示）</p> <p>第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号及び第四号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>「三・四 略」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>（無形固定資産の区分表示）</p> <p>第二十八条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が次号に掲げるものである場合に限る。）</p> <p>「三・四 同上」</p>

<p>(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)  第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>	<p>(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)  第四十条 財務諸表等規則第五十四条の四(第四項を除く。)の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	